

令和2年10月29日

堤根処理センター整備事業に係る条例方法審査書の公告を行いました

当該指定開発行為について、川崎市環境影響評価に関する条例第15条の規定に基づき条例方法審査書を公告いたしましたのでお知らせいたします。

- 1 指定開発行為者
名 称：川崎市
代表者：川崎市長 福田 紀彦
所在地：川崎市川崎区宮本町1番地
- 2 指定開発行為の名称及び所在地
名 称：堤根処理センター整備事業
所在地：川崎市川崎区堤根52番
川崎市幸区柳町74番3
- 3 条例方法審査書公告年月日
令和2年10月29日（木）
- 4 事業内容等に関する問合せ先
名 称：川崎市環境局施設部施設建設課
所在地：川崎市川崎区宮本町1番地
電 話：044-200-2554

(川崎市環境局環境評価室)
電話 (044) 200-2156

堤根処理センター整備事業に係る条例方法審査書

令和2年10月

川崎市

目 次

はじめに.....	1
1 指定開発行為の概要	2
2 審査結果及び内容	5
(1) 全般的事項.....	5
(2) 個別事項.....	5
ア 大気質.....	5
イ 安全（火災、爆発、化学物質の漏洩等）	5
(3) 環境配慮項目に関する事項	5
3 川崎市環境影響評価に関する条例に基づく手続経過	6
4 川崎市環境影響評価審議会における審議経過	6

はじめに

堤根処理センター整備事業は、川崎市が、川崎区堤根 52 番及び幸区柳町 74 番 3 の堤根処理センターの約 2.6ha の区域において、3 処理センター体制での安定的なごみ処理を行うために、老朽化した既存のごみ焼却処理施設を解体し、新たなごみ焼却処理施設を建設するものである。

指定開発行為者は、川崎市環境影響評価に関する条例に基づき、環境配慮計画書の手続を経て、令和 2 年 7 月 1 日に指定開発行為実施届及び条例環境影響評価方法書（以下「条例方法書」という。）を提出した。

市は、この提出を受けて条例方法書の公告、縦覧を行ったところ、市民等から意見書の提出があった。

この条例方法書について、令和 2 年 9 月 16 日に川崎市環境影響評価審議会（以下「審議会」という。）に諮問し、令和 2 年 10 月 22 日に審議会から答申があったことから、この答申を踏まえ、条例第 14 条に基づき、本条例方法審査書を作成したものである。

1 指定開発行為の概要

(1) 指定開発行為者

名 称：川崎市

代表者：川崎市長 福田 紀彦

住 所：川崎市川崎区宮本町1番地

(2) 指定開発行為の名称及び種類

名 称：堤根処理センター整備事業

種 類：都市計画法第4条第12項に規定する開発行為（第3種行為）

廃棄物処理施設の新設（第1種行為）

（川崎市環境影響評価に関する条例施行規則別表第1の1の項、7の項に該当）

(3) 指定開発行為を実施する区域

位 置：川崎区堤根52番、幸区柳町74番3

区域面積：約26,000m²

用途地域：準工業地域

(4) 計画の概要

ア 目的

ごみ焼却処理施設の整備

イ 土地利用計画

区 分		面積(m ²)	構成比(%)
建築物等	ごみ焼却処理施設 (煙突、計量棟含む)	約 6,500	約 25
	事務棟 (エントランス)	約 300	約 1
	車庫、倉庫等	約 1,700	約 6.5
	搬入・搬出スロープ	約 1,700	約 6.5
	合計	約 10,200	約 39
車路及び一般駐車場等		約 9,100	約 35
緑化地		約 6,500	約 25
鉄塔		約 200	約 1
合計		約 26,000	100

ウ 建築計画

項 目	堤根敷地	柳町敷地
建築面積	約 9,000m ²	約 1,200m ²
建物高さ (最高)	約 40m	約 16m
煙突高さ	100m	—
区域面積	約 26,000m ²	
その他	搬入したごみを一時貯留するためのごみピットを設ける。	—

エ 処理施設計画

施 設	項 目	仕 様 等
ごみ焼却処理施設	施設規模	540 t /24 h
	処理方式	ストーカ式（ごみ焼却施設）
	搬入・処理日	搬入：6～7日/週 処理日：通年
	余熱利用	高効率の発電設備を設置し、施設内の電力を賄うとともに、余剰電力の売電を行う。

2 審査結果及び内容

(1) 全般的事項

本指定開発行為は、ごみ焼却処理施設を整備するものであり、条例環境影響評価準備書（以下「条例準備書」という。）の作成に際しては、条例方法書に記載した内容に加え、本審査結果の内容を踏まえて、環境影響の調査、予測及び評価を行うこと。

(2) 個別事項

ア 大気質

供用時の排ガスの排出に伴う大気質濃度の予測及び評価に当たっては、複数の対象計画案から絞り込んだ経緯を踏まえ、排ガスの諸元、気象などの条件を適切に設定すること。

イ 安全（火災、爆発、化学物質の漏洩等）

過去の災害等の状況については、既存の堤根処理センターの過去の状況だけでなく、事業計画を勘案した適切な類似事例を調査すること。

(3) 環境配慮項目に関する事項

選定した各項目における環境配慮については、その積極的な取組が望まれることから、条例準備書において、具体的な措置の内容を明らかにすること。

3 川崎市環境影響評価に関する条例に基づく手続経過

- 平成 31 年 2 月 21 日 環境配慮計画書の受領
2 月 28 日 環境配慮計画書公告、縦覧開始
3 月 29 日 環境配慮計画書縦覧終了、意見書の締切り
意見書の提出 3 名、3 通
- 令和元年 5 月 14 日 環境配慮計画見解書の受領
5 月 21 日 環境配慮計画見解書公告、縦覧開始
6 月 4 日 環境配慮計画見解書縦覧終了
6 月 26 日 市長から審議会に環境配慮計画書について諮問
8 月 21 日 審議会から市長に環境配慮計画書について答申
8 月 28 日 環境配慮計画審査書公告、環境配慮計画策定者宛て送付
- 令和 2 年 7 月 1 日 指定開発行為実施届の受理及び条例方法書の受領
7 月 8 日 条例方法書公告、縦覧開始
8 月 21 日 条例方法書縦覧終了、意見書の締切り
意見書の提出 1 名、1 通
9 月 16 日 市長から審議会に条例方法書について諮問
10 月 22 日 審議会から市長に条例方法書について答申
10 月 29 日 条例方法審査書公告、指定開発行為者宛て送付

4 川崎市環境影響評価審議会における審議経過

- 令和元年 6 月 26 日 審議会（現地視察、環境配慮計画書事業者説明及び審議）
8 月 20 日 審議会（環境配慮計画書答申案審議）
- 令和 2 年 9 月 16 日 審議会（条例方法書事業者説明及び審議）
10 月 21 日 審議会（条例方法書答申案審議）